

ロシアでキッコーマン社製醤油のボトルの デザインを保護

ロシア競争保護法研究グループ
特許業務法人 浅村特許事務所
弁護士・弁理士 後藤 晴男
パートナー弁理士 大塚 一貴
弁理士 原 亮太
キッコーマン株式会社
知的財産部部長 藤井 則和
知的財産部 荒井あゆみ
国際事業本部 澤野 順一

1. はじめに

ロシア連邦競争保護法を管轄する連邦反独占庁（FAS）が、ロシア企業「SANBONSAI」によりロシア市場で販売されている卓上壺入り醤油製品の外装がキッコーマン社製しょうゆ卓上壺の外装と粉らわしく、同「SANBONSAI」の販売する醤油製品はキッコーマン社製品ではないかと需要者が出所を混同するおそれがある行為に当り、ロシア連邦競争保護法に違反すると決定して、「SANBONSAI」に対し当該販売行為の停止を命じた事件が本件である。

2015年、ロシア連邦は、不正競争からの有効な保護を確保するための規定をロシア連邦競争保護法に盛り込む改正を行ったところ、その規定がどのように運用されるかに関し世界的に関心を集めている。

2. 本件FASの決定の注目点

本件FAS決定には種々の面で注目すべきものを含んでいるが、ここでは、

- ①パッシング・オフ（passing off）、
 - ②パリ条約の遵守、
 - ③アンケート調査の活用、
 - ④欧州子会社の活用、
- の4点を挙げることにしたい。

(1) パッシング・オフ（passing off）

「パッシング・オフ（passing off）」は、不正競争の原形を示すものとしてよく知られている。不正競争の概念が確立する前に、イギリスにおいては「自分のものを他人のものともみせかけ、つ

かませる」というパッシング・オフ（passing off）を差し止める訴えが商標保護などの保護の役割を果たしていたといわれる（塚本「英国不法行為法における所謂passing offについて」法学新報57巻6号41頁等）が、不正競争の概念は現在ではそれよりも広い概念を持っている。

本件は、改正後のロシア連邦競争保護法により、ロシアで販売されているキッコマン社製しょうゆ卓上壺に係るデザイン（3-D）商標を保護することとした最初のケースである。そして、FASの本件決定は次の判示事項が注目される。

「醤油製品のボトルのデザインにおいてキッコマン醤油ボトルのデザインに類似している150mlの包装（容器）を用いた醤油製品をロシア連邦領域内の市民市場の流通へ導入させようとする、「Torgoviy Dom Sanbonsai」LLCの行為は、ロシア連邦の醤油製品市場において混同を生じさせるおそれがあり、事業活動の遂行により利益を得ることを目的としており、かつ、相手方に損害を生じさせるおそれがある行為である」というロシアFAS委員会の結論である。

この結論は、passing offを彷彿とさせる記述ではあるが、その法的根拠は、競争保護法第4条第9項で「不正競争とは、事業活動の遂行により利益を得る目的で事業者（人の集団）が行う行為であって、ロシア連邦の法令、習慣、誠実性、妥当性及び公正な機会均等の原則に反し又は競争相手の事業者に損失を生じさせ又はその営業上の社会的評価を損ない若しくは損なうおそれがあるすべての行為をいう」と規定しており、一方、競争保護法第14.6条第2項で、「事業者の行為（不作為）に負わせるべき不正競争は、競争事業者の活動又はロシア連邦事業者が商業的に提供している商品若しくはサービス及びそれらの外装における模倣若しくは類似の商品若しくはサービスを含み、当該商品の包装、ラベル、名称、色彩のセット、全体としての事業組織の個性の表現（タグ、販売地域状況、店頭陳列窓等の外装の集合体からなるもの）又は競争事業主体又は商品を個別化しているその他の表示若しくはその要素の模倣若しくは模倣を含む、を禁止する」と規定していることによる。

したがって、他人の商標や商号、商品の包装に対する虚偽の表示又は欺瞞的な表示を行うことに止まらず、企業イメージ、広義のトレードドレス等の広範な表示にも適用されることを期待したい。

(2) パリ条約の遵守

ロシアFASの本件決定によれば、法令の違反は、工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為を禁止しているパリ条約10条の2の適用においてあらわになると断じている。

すなわち、「パリ条約10条の2(2)の規定によれば、工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成するものとみなされる。特に、いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動と混同を生じさせるようなすべての行為を禁止する必要がある」と述べている。

工業所有権の保護に関するパリ条約は、百数十年にわたり商標等の工業所有権の保護の国際的ルールの本質をなしており、「パリ条約の規定する標章に関する規定の遵守」は1994年の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第2条第1項、1994年の商標法条約第15条及び1999年の商標法に関するシンガポール条約第15条でも謳われているところであり、ロシアFASの本件決定はこのような潮流に沿うものであり、歓迎すべきものであるといえよう。

(3) アンケート調査の活用

本件は、アンケート調査の活用により、「混同のおそれ」の立証が成功を収めた事例である。

キッコーマン社が提出したマーケット分析報告書によれば、

一消費者の63.5%は、「キッコーマン」醤油製品については知っていることを指摘した。しかし、「SANBONSAI」醤油製品については回答者の15.9%のみが知っているとは回答したにすぎない。

一回答者の52.4%は、「キッコーマン」と「SANBONSAI」醤油製品は外装において類似していると確信しており、他の29.4%は、どちらかといえば類似していると認めている。

そして本件調査に対する回答者の大多数（70.6%）の意見は、これらの醤油製品の市場における併存状況は、その製造業者について消費者をして誤認させる結果となるというものであった。この場合において、回答者の89.7%は、類似の要素としてボトルの形状を挙げ、また、回答者の68.5%は、卓上壺の蓋に注目したとしている。

商品の混同の証明には、アンケート調査が欠かせない。評価の高い調査機関を選定し、信用される調査・分析報告を提出することが緊要である。

なお、別途、ロシア特許庁に係属中であった、キッコーマン株式会社の立体商標の出願について、2017年11月14日、登録査定がされている。

((参考資料))

2017年11月14日ロシア特許庁において登録査定がなされたロシア商標登録出願第2016711133号に係る立体商標



(4) 欧州子会社等の活用

Mistral Trading LLCは、キッコーマン社の子会社である「Kikkoman Trading Europe GmbH」のロシア国内における代理店であり、しょうゆ卓上壺及びその他キッコーマン社醤油製品の輸入を行っていたことから、今回のロシア独占禁止法違反事件のFASにおける手続の当事者能力を認められている。

この点は、ロシア連邦内に本社の支店や営業所などがなく、ロシア独占禁止法違反事件の当事者となることのできない場合には、欧州のほかの地域等で活動している子会社等を事件の当事者として加える場合の参考となるケースであるといえよう。

なお、本件では①被告の行為がロシア連邦競争保護法の不正競争に該当するかについての決定と②その決定に基づく行為の差止命令が連邦反独占庁により個別に出され、①の決定に対しては